

国立大学法人埼玉大学副学部長に関する規則

〔平成16年4月1日〕
規則第 107号

(設置)

第1条 各学部に学部長の職務を補佐し、学部の運営を円滑に遂行するため、副学部長1名を置く。

(選考)

第2条 副学部長は、教授会を構成する教授の中から、学部長が選考し、学長が任命する。

(任期)

第3条 副学部長の任期は、学部長の在任期間の範囲内で学部長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。